

国内募集型企画旅行取引条件説明書（ご旅行条件書）

お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

【旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります】

■募集型企画旅行契約

この旅行は、公益社団法人びわ湖大津観光協会が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結していただくこととなります。契約の内容は記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)
 - ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)
 - ③添乗サービス代金
 - ④団体行動中の心付け
- ※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学科、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える分について)
- ③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
- ⑤ご希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
- ⑥ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

■お申込み条件

- ①未成年者の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- ③健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) あらかじめ当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- ④当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当協会がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- ⑤当協会は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当協会が指定する期日までに当協会が指定する方法で支払わなければなり

ません。

- ⑥お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。

■お申込方法と契約の成立、旅行代金のお支払い

- ①ご来所にてお申込みの場合、所定の申込書の提出とパンフレット等に記載された申込金のお支払いが必要です。当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- ②電話・郵便・ファクシミリ・インターネット・電子メール等の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当協会はご予約がなかったものとして取扱います。契約は、当協会の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとし、残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

■最終日程表

確定した運送 宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお間合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容旅行代金の変更

- ①当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送 宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当協会の承諾を得て所定の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当協会の営業時間内のみお受けいたします。
- ②当協会の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- (a)契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
- (b)著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。

- (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d)当協会が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
- (e)当協会の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

[取消日 取消料]

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

- ①21日目(日帰り旅行にあつては11日目)にあたる日以前の解除 無し
- ②20日目(日帰り旅行にあつては10日目)に当たる日以降に解除する場合 旅行代金の20%
- ③7日目に当たる日以降に解除する場合 旅行代金の30%
- ④旅行開始日の前日に解除する場合 旅行代金の40%
- ⑤旅行開始当日に解除する場合 旅行代金の50%
- ⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 旅行代金の100%

※戻戻し期日

旅行開始前の解除…解除の翌日から起算して7日以内
旅行開始後の解除…契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当協会による旅行契約の解除

次の場合、当協会は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当協会の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最少催行人員

各出発日ともパンフレットに記載された人員。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅程管理等

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当協会係員の指示に従っていただきます。

■当協会の責任

当協会は、当協会又は手配代行者(旅行サービスの手配を当協会に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

■お客様の責任

当協会はおお客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けます。

■特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。

又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当協会はおお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払いが	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

■個人情報の取り扱い

①当協会は旅行申込の際にご提供いただいた個人情報についてのお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

②当協会では、取り扱う商品、サービス等のご案内、ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い・統計資料の作成・本旅行時撮影の写真を使用したパンフレット等の作成にお客様の個人情報を利用していただく事があります。

■国内旅行傷害保険加入について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をおかけになることをお勧めいたします。

■旅行条件基準日

この旅行条件は2021年12月1日を基準としています。また、旅行代金は2021年12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

【旅行企画・実施】

滋賀県知事登録旅行業 地域-243号 (一社)全国旅行業協会正会員

公益社団法人 びわ湖大津観光協会

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町2-3 市民文化会館2F

TEL: 077-528-2772 FAX: 077-521-7330



募集型企画旅行実施可能区域

大津市・草津市・守山市・野洲市・高島市

近江八幡市・甲賀市・栗東市・京都市・宇治市

宇治田原市